

ボランティアのみなさん 選手のみなさん ちびっこのみなさん

おつかれ
さまでした

★9月2日(土) 第5回 佐渡ちびっこ・ジュニアトライアスロン大会
★9月3日(日) 2006佐渡国際トライアスロン大会
第10回 日本ロングディスタンストライアスロン選手権 佐渡大会

が開催
されました



ちびっこ大会出場
加藤 大 登さん
(小倉小学校)

思ったとおりのレースができて満足!



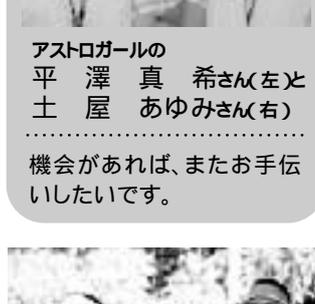
アストロガールの
平澤 真 希さん(左)と
土屋 あゆみさん(右)

機会があれば、またお手伝いしたいです。



ちびっこ大会出場
小田 詩 織さん
(金井小学校)

ランが一番つきました。ゴールできてよかった!



Bタイプ出場
織田 俊 樹さん
(両津地区)

バイクまで順調にレースができました。暑かったので、ランが一番つらかったです。

2006佐渡国際トライアスロン大会に出場された仙台市・庄子幹雄さん(63)が、スイム競技中に心臓性突然死により逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、冥福をお祈りいたします。



地球の祝祭。 アース・ セレブレーション 2006

テーマ
【たたく】

8月18日(金)~20日(日)に
開催されました



「佐渡の夏 = アース・セレブレーション」とは言いすぎでしょうか? 3日間の総動員数が7,497人と、過去最高を記録し、アースに寄せる期待は年々高まりを見せています。

城山コンサート最終日には、2,800人の観客が集い「地球の祝祭」にふさわしく、いろいろな国のことばでの歓声があがり、最高の盛り上がりを見せていました。国内外からの高い評価を受け支持されている芸術祭も、今年で19回目を迎えました。「たたく」というテーマに秘められた意味は、アースに参加されたみなさま一人ひとりの心の中に、さまざまな形で浸透し生まれ、人を形成する「核」を揺り動かす起爆剤だと思います。

成長し続ける「祝祭」は、来年で20年です。佐渡を舞台として、国際交流の輪がますます広がることを期待し、世界のみなさまと感動を共有したいと思います。

愛しい人を待つ気持ちに似た心の鼓動を抑えつつ、2007アースでお会いできますようお待ちしております。

(写真撮影 宮川舞子・吉田励・田中文太郎)



トキ 野生復帰にむけて 22

地域が一体となった環境保全型農業の推進 その①

生産者・消費者・住民と考えるトキと農業の共存について

実践グループの集結 「トキの野生復帰をめざす 農業者の会」の結成

佐渡地域には、従来から環境保全型稲作の実践グループがいくつかありました。これらのグループは、それぞれ設立の経過や活動地域が異なり、農法も、有機栽培、無農薬・無



両津野浦地区 現地研修会

化学肥料、減農薬・減化学肥料、不耕起・冬期湛水、アイガモ農法、MOA農法と多岐に渡っています。同じグループや同じ栽培者であってもいくつかの栽培方法を組み合わせている場合もみられます。

その中でも特にトキの野生復帰支援を意識して活動している農家やグループがあり、活動地域や農法は違ってもトキの野生復帰を支援するという点では共通していました。そこで、平成14年末に普及センターが後押しして、実践グループを統括する枠組みとして「トキの野生復帰をめざす農業者の会」を設立しました。構成員は、2団体を含む、60人です。活動目標としては、トキの飼場環境の整備を支援することと環境保全型稲作を進めることです。現在、普及センターの研修会を共同で企画したり、統一的な栽培指針の策定を進めるなどにより実践の輪を広めています。

◀両津片野尾地区 現地研修会



新穂正明寺地区 現地研修会▶

消費者グループと行う環境 保全型農業水田での 生き物調査

現在、佐渡では平成27年の小佐渡東部地域にトキ60羽の定着に向けて、放鳥の準備の段階に入っています。トキの野生定着の実現には、里山の水田や周辺の用水・河川から、ドジョウやサワガニ、カエルや昆虫などトキの主要な餌が供給され、雪で覆われない湿地や水田が冬期間の飼場となるような環境保全型農業を推進することが必要になっています。このことを踏まえ、トキの野生復帰を

願う稲作農家のグループでは、自ら水田の生き物調査を行うと共に、島内小中学校・援農ボランティア・環境保全型農業実践グループへの生き物調査指導や、農業者を含む市民や首都圏消費者への環境保全型農業の理解推進をねらいとした研修会を実施しています。

特に、不耕起栽培米グループ「トキの田んぼを守る会」では「トキひかり」の購入者である首都圏のグリーンオーナーと共に田んぼの除草などの管理や生き物調査を行ない環境保全型農業への理解を深めてもらう活動を行っています。

市役所環境課

トキ推進室（新穂支所内）

☎ 22 3119



消費者グループ生物調査

国民健康保険加入者・老人医療受給者のみなさまへ

平成18年10月1日から健康保険法の一部が改正されます。

現役並み所得者の高齢者の患者負担が変わります

現役並み所得者は現在医療機関で支払う一部負担金は2割ですが、10月1日からは3割を負担することになります。

高額療養費の自己負担限度額が変わります。(住民税非課税世帯の方は今までと変わりません)

入院等で医療費が高額になったときの1か月の自己負担限度額が引き上がり、次のとおりとなります。(表1・表2)

療養病床に入院する高齢者の食費、居住費が見直されます

療養病床に入院する70歳以上の方は、食事療養標準負担額とは別に生活療養標準負担額(320円)を負担することになります。標準負担額は(表3)のとおりです。

〔〕内は1食あたりの負担額となります。

()内は過去1年間に90日を超える入院があった場合、91日以降の負担額となります。低所得Ⅰ①は老齢福祉年金受給者が対象です。療養病床以外の入院は現行どおりとなります。

70歳未満の上位所得者の人工透析に係る自己負担限度額が変わります

70歳未満の上位所得者が、慢性腎不全による人工透析で受診したときの1か月の自己負担限度額は現在1万円ですが、10月1日からは自己負担限度額が2万円に引き上げられます。

出産育児一時金が見直されます

佐渡市では国民健康保険の被保険者が出産した時に出産育児一時金として現在30万円を支給していますが、10月1日以降に出産した方は支給額が35万円まで引き上げられます。

上位所得者とは…

基礎控除後の総所得金額などが600万円(9月30日までは670万円)を超える世帯にあたります。

(表1) 70歳未満の場合

	自己負担限度額 ()内は平成18年9月30日まで	
	1年間に受けた高額療養費が3回までの場合	4回目以降
上位所得者	15万円(13万9,800円)+医療費が50万円(46万6,000円)を超えた場合は、超えた分の1%を加算。	8万3,400円(7万7,700円)
一般	8万100円(7万2,300円)+医療費が26万7,000円(24万1,000円)を超えた場合は、超えた分の1%を加算。	4万4,400円(4万200円)
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

(表2) 70歳以上の場合

	自己負担限度額 ()内は平成18年9月30日まで	
	外来【個人ごと】	外来+入院【世帯ごと】
現役並み所得者	4万4,400円(4万200円)	8万100円(7万2,300円)+医療費が26万7,000円(36万1,500円)を超えた場合は、超えた分の1%を加算。 過去12か月間に4回以上の高額医療費の支給があった場合、4回目以降は4万4,400円(4万200円)。
一般	1万2,000円	4万4,400円(4万200円)
住民税非課税世帯《低所得Ⅱ》	8,000円	2万4,600円
住民税非課税世帯《低所得Ⅰ》		1万5,000円

(表3)

	現行	平成18年10月1日から
現役並み所得者	780円【260円】	1,380円【460円】+320円
一般	780円【260円】	1,380円【460円】+320円
低所得Ⅱ	650円【210円】 (500円【160円】)	650円【210円】+320円
低所得Ⅰ②	300円【100円】	390円【130円】+320円
低所得Ⅰ①		300円【100円】+0円



現役並み所得者とは…

70歳以上の方および老人保健で医療を受ける方のうち、1人でも一定の所得(課税所得が145万円)以上の方が同一世帯にいる方にあたります。

ただし、70歳以上の方および老人保健で医療を受ける方の前年の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満)であるとして申請して認められた場合は、「一般」の区分と同様に1割負担となります。

低所得Ⅱとは…

世帯全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰ以外の方)にあたります。

低所得Ⅰとは…

世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方にあたります。

また、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方にあたります。

お問い合わせ

市役所 市民課 ☎63 5112
または各支所の担当係

「年金だより」

国民年金第1号被保険者の 独自給付について

付加年金

定額保険料にプラスして、付加保険料400円を納付することにより、次式で計算された額を老齢基礎年金に加算して受けることができます。

ただし、第1号被保険者であっても保険料納付の免除等をされている人、および国民年金基金加入者は納付できません。

付加年金額(年額) = 200円 ×
付加保険料納付月数

なお、付加年金額は年金額の物価上昇ライドが行われた場合でも改定されませんが、老齢基礎年金の繰上げまたは繰り下げ支給を受けた場合には、付加年金の支給もそれに合わせて減額・加算が行われます。

寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除を受けた期間を含む)が25年以上ある夫が亡くなった場合、妻は60歳から65歳になるまで夫が受

けるはずだった老齢基礎年金額の4分の3を受けることができます。ただし、次の条件があります。
夫の死亡当時、夫に生計を維持され、かつ夫との婚姻関係が10年以上あること
夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていないこと

死亡一時金

国民年金の保険料を納めた期間と保険料半額免除期間の2分の1の合計36月以上ある人が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受けられます。(付加保険料を36月以上納めていたときは8,500円が加算されます。)

ただし、遺族基礎年金を受けられる場合には支給されません。

なお、寡婦年金・死亡一時金の両方を請求できる場合は、どちらか一方の請求になります。

10月定例社会保険事務
相談所(年金相談等)の
開設について

佐和田商工会 ☎52 3148

18日(水)

受付 午後1時30分～

午後3時30分

両津商工会 ☎27 5128

19日(木)

受付 午前9時～午前11時

小本町商工会 ☎86 2216

19日(木)

受付 午前9時～

午前10時30分

お問い合わせ

市役所 市民課(戸籍年金係)
☎63 5112

各支所市民課(国民年金担当係)
または
新潟西社会保険事務所

☎025 225 3001

ねんきんダイヤル
年金請求などに関する相談

☎0570 05 1165
年金を受けている方の相談
☎0570 07 1165

